

## 国保の「高齢受給者証」更新について ～段階的に自己負担 1 割から 2 割負担に～

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。

平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から、段階的に実施されます。

### ○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

- ・70歳の誕生月の翌月（ただし各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。

（平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方→5月の診療から2割負担）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

### ○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方→これまでの3割負担から1割負担）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

■**注意事項**・・・古い高齢受給者証は、各自で破棄してください。

＜お問い合わせ先＞ 税務住民課 国保グループ ☎27-2111 内線153

## 下北地域広域行政事務組合からのお知らせ

平成26年4月1日より、むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村から、一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」へ住民の皆様がごみを直接持ち込んだときに料金を徴収する事務が、下北地域広域行政事務組合に移ります。

### ～直接搬入（持ち込み）のルール～

#### ①ごみの分類をお願いします

- ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源ごみ

#### ②個別に搬入する場合は、村で発行する「搬入確認証」が必要となります。

- ①の他に、・引越しごみ・漁業系ごみ・罹災ごみ・清掃ごみ・建築廃材・その他

#### ③粗大ごみについて

- ・木材、生木類（1m以内・直径20cm以内）・機械、器具等で使用した乾電池等
- ・灯油式ストーブ（必ず灯油を抜き取って下さい）

#### ④搬入禁止物

- ・産業廃棄物・医療廃棄物・消火器・ガスボンベ・コンクリート廃材・石膏ボード

※搬入禁止物はこの他にもありますので、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

料金は 10kg 10円（ただし、指定袋で搬入の場合は「無料」）

詳しくはホームページ（<http://shimoko.e-shimokita.jp/haikibutsu/carry/>）をご覧ください。

＜お問い合わせ先＞ 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎33-8851  
東通村 いきいき健康推進課 ☎28-5800